

◎議案第40号 白老町畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君）日程第5号、議案第40号 白老町畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）議案第40号でございます。白老町畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

次のページでございます。附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

次に、議40-3のページになりますが、議案説明でございます。

畜犬の適正な飼養及び保管について、町民の安心安全な暮らしを守るために、飼育者の遵守事項を明確化するとともに、遵守すべき事項から逸脱した飼育者に対する町長の措置命令に対して飼育者が従わない場合、町長が代執行できることを明記することにより、責任ある飼育者の管理徹底及び人や家畜に対する危害の未然防止が図られることから、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議お願いいたします。

白老町畜犬取締り及び野犬掃とう条例新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>（畜犬の飼育）</u> 第4条 畜犬の飼育者は、次の事項を守らなければならない。</p> <p><u>（1） 畜犬が人又は家畜に危害を加え、又は迷惑をかけることのないように畜犬を飼育すること。</u></p> <p><u>（2） 畜犬を飼育する場所を常に清潔にしておくこと。</u></p>	<p><u>（遵守事項）</u> 第4条 畜犬の飼育者は、次の事項を守らなければならない。</p> <p><u>（1） 畜犬を連行し、又は移動させるときは、前条の規定によるほか、人又は家畜に危害を加え、又は迷惑をかけることのないように常に監視に努め、咬む癖のある畜犬には口輪をかけること。</u></p> <p><u>（2） 畜犬の飼育場所は、ふん尿等を衛生的に処理し、悪臭及び害虫の発生を防止及び除去し、常に清潔にすること。</u></p> <p><u>（3） 道路、公園その他公共の場所及び他人の所有地内を畜犬のふん尿等により汚染する行為又は荒らす行為をさせないこと。ただし、行為後直ちに処理する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（4） 前3号に掲げるほか、畜犬が人又は家畜に危害を加え、又は迷惑をかけることのないように畜犬を飼育すること。</u></p> <p>2 略 (加害畜犬に対する処分)</p>
2 略	

<p>(加害畜犬に対する処分) 第7条 町長は、人又は家畜に危害を加えた畜犬の飼育者に対し、当該畜犬の殺処分又は畜犬の性癖の矯正及び危害防止のために必要な措置をとることを命ずることができる。</p>	<p>第7条 町長は、人又は家畜に危害を加えた畜犬の飼育者に対し、当該畜犬の殺処分又は畜犬の性癖の矯正及び危害防止のために必要な措置をとることを命ずることができる。 <u>2 畜犬の飼育者が前項の規定による町長の命令を履行しないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の例により飼育者に代わってこれを行うことができる。</u></p>
---	--

○議長 (山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑あります方、どうぞ。

8番、広地紀彰議員。

○8番 (広地紀彰君) 8番広地です。この件については、議論を重ねてまいりました。恐らくこれが最後の議論になると思います。それでお尋ねしますが、まず端的にこのタイミングについてです。端的に言います。遅くないですか。担当の町内会からこの条例改正についての要望が出され、また私も一般質問でやらせていただきましたが、それから半年が過ぎました。どうしてこれだけ遅くなったのですか。そのあたりの経緯をまずご説明いただきたいと思います。

○議長 (山本浩平君) 中村生活環境課町民活動担当課長

○生活環境課町民活動担当課長 (中村英二君) ただいまご質問のとおり、遅かったのではないかということに対してのお答えをさせていただきます。事件後私どももでき得ることをまず対応しなければいけないということで、対応すべきことをまずやってまいりました。それにつきましては、詳しくは申しませんが、まずは飼っている方に対するもう一度再考する形での周知徹底、広報活動ですとか、まずそういったことを主に大型犬を飼っている方たちへの一軒ずつの訪問ですとか、まずでき得ることをやりながら、まずこの条例の改正等についても対応の項目としては当初から考えてはございました。ただでき得ることをまずやるということで、一つ一つやってきた結果その中で、やはり今回提案させていただきます一部改正の内容のもの、こういったものがよろしいのか、もっと抜本的に検討しなければいけないこともあるのではないかなどということもいろいろ検討してまいりました。そういった中で今でき得ることについて対応することは、それぞれやってきた結果として、今回まず第一段階として、こういったものはまず一部改正で提案させていただくということに至りました。条例改正そのものについて大分遅くなったのではないかなどのご指摘ですが、私どもでき得ること、他にもやらなければいけないことがございましたので、対応した結果としての次のステップの中での一部改正として捉えてございます。以上です。

○議長 (山本浩平君) 8番、広地紀彰議員。

○8番 (広地紀彰君) できれば2月にはきちんと改正をして、それまでには改正していただきかけたという思いです。この内容のほうなのですが、道条例には代執行はできないですね。規定されていないはず。これ道内でも結構ですし全国的でも結構ですが、今回この内容的には殺処分を含めた部分を代執行出できるように規定しています。これだけ厳しい内容を含んでいる、こういうこの畜犬関係に対する条例持っている市町村どれだけあるか、大体でいいのですが、正確な数字じゃなくて結構です。ただどれ位あるか押さえていますか。それと、あと今回の件は残念ながら犠牲者が出て、その犠牲の上に立った条例改正です。人の命が係っている、これについて二度とこのようなことを起こさないように、どうあっても町民

の安全と命を守るのだという決意を示すべきだと思いますがいかがですか。

○議長（山本浩平君）中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）この代執行のことだけを申しますと、道内、全国にももちろんたくさんございますし、今回一部改正に対しての調査の中で、例えば札幌市ですとか、旭川ですとか、幾つも、釧路ですとか、北広島市ですとか、そういった実際に書かれている条文また担当者に直接状況を聞きながら、過去の経過ですとかそういったものを調査させていただいております。すべての調査は終えてはおりませんが、十市町村以上は道内にも代執行規定を設けた条例があったということでございます。正確なところは分かっておりません。実際に私どもは、五市町村の事例を徹底的に調査させていただいている状況でございます。これまで先ほども答弁させていただきましたとおり、尊い命が奪われたということに対して私どもは担当といたしましても、まず町として飼っている皆様に責任、そういったものに対する周知徹底といいますか、そういったことが一番大きな仕事かと思っておりますが、やはりあらゆる手段を使いながら、飼っている方の責任、最後にはやはり法律にも書かれておりますし、町条例にもあるとおり、法令を守っていただきながら、自分の飼っている動物をしっかりと可愛がり管理していただくというのは全く基本中の基本だと私は思っておりますので、残念ながらそういった中で、こういったもので事件が起きたということに対しまして、町といたしましても引き続きあらゆるものを使いながら飼っている方皆様に意識を持っていただくような形での活動、事務業務を遂行する考えでございます。

○議長（山本浩平君）戸田町長。

○町長（戸田安彦君）今の質問の後半の部分の件ですが、まず今回の条例で一番の重要なところは、町長が代執行できるという明文化、明確になったということが、条例の中の重いところでございます。ただその条例の前に昨年2月に大変な事故が起きまして、ご遺族の皆様方には本当に心からお悔やみを申し上げたいと思いますし、白老町でこのような事件が二度とないような形で、警察も含めて情報を共有しながら進めさせていただきました。大型犬を飼っているところに一軒一軒回しまして、定期的に回ってまずは二度とこのような事件、事故が起これないために何をすべきかということで動いていたのですが、その点できょうの3月議会にこの条例を出すという遅くなったことは大変申しわけないというふうに思っております。まずは飼い主、飼育者がきちんと管理をするということがまず大前提だというふうに思います。ただその大前提があるにもかかわらず、このような事件が起きました。2月に事件が起きた後も大型犬が野放しになっているという通報もございまして、そちらのほうも対応して、どういうふうにするかもう二度とこういうことがないのかというのを町内でもいろいろ議論をさせていただいて、まずはその一軒一軒飼い主に、飼い主の最低限のモラルというのですか、ルールをきちんとまずしてもらうという、大型犬を飼っているというのは自分の家庭内ではいいですけど、家庭から出るとこの大型犬が事故、事件につながるというのを十分認識してもらうという心の意識の醸成もさせていただきました。この代執行ですが、まず町長がさっき広地議員が言ったように殺処分ができるということまでできましたので、今までは注意しか喚起しかできなかったものもきちんとこちらから強制力を持って、行政側として処分ができるということに関しては、事件が起きた後もそうですけど、この事故を未然に防ぐという意味でもこの条例改正も非常に重いものだというふうに思っておりますし、これからもまた大型犬も含めて一軒一軒定期的に回らせていただいて、このような事件事故が二度とないような形でこちらとしても進めていきたいというふうに

考えております。

○議長（山本浩平君）ほか。4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君）4番、大淵です。この条例の改正で今も同僚議員から質問ありましたが、これが全国例として一番重いというふうな理解でいいのかが一つ。それからこの条例で、前回の事故が防げるというふうに考えるかどうか。また大型犬の規定というのは必要がないのかがどうか。この3点についてまず伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君）中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）3点ご質問ありました。1点目の一番重いものなのかということについては、やはりこれは一番重いものになるかと私どもは考えております。関連しまして3点目の大型犬の定義についてでございますが、これは全国の事例でいきますと、茨城県に県条例ですが動物愛護、動物を管理する県の条例がございます。この中には大型犬を8種類ほどに指定、特定いたしまして、特定犬ということで土佐犬含めまして、いわゆる体長のその犬種によって、8種類ほど指定しているという事例がございます。ですから、そういった他の都道府県の事例、他にも九州にも同様の県の条例ございますが、そういった大型犬の特定についてはそういった事例に基づいて区分するという事は、今後考え得ることかと思っております。2点目のこの条例改正により前回のような事故が二度と起きないのかということの考え方につきましては、私どもはないことを願って今回改正をさせていただきます。やはり何とんでも先ほどからの繰り返しになりますが、飼っている方の、ご自身の、飼い主の方の考え、これが一番大きな問題になりますので、こういったことのないように今回の条例改正に基づき、町広報にこういったことに対する関連の記事として、より広く町民の皆様にも周知徹底していくことにより、前回のような事故が二度と起こらないようなこと、こういったものに繋がるというふうを考えてございます。

○議長（山本浩平君）4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君）4番大淵です。何を言いたいかということ、現実的に上位法があるわけだから、その範囲内で定めるということは十分承知した上でしゃべっています。ただ事故が起こったということに対してどう考えて、当然それを防ぐためにはやれること最大限やるということなのです。ですから私が言いたいのは今の状況、今のこの条例で十分防げるのかというのは、それはもちろんいろんな条件ございますから全部同じだとは思いません。ただもっと厳しいものが作れないのかがどうかということなのです。上位法との関係がありますから、そこは十分わかります。それはわかるけれども、そこのところがちんちんと議論されて、そして周知徹底されていかなければこれ結果的には、絵に描いた餅になるのです。決めてもつくってもそれが実行されなければ意味ないわけで、なぜ大型犬のこと言うかということそういう規定をきちんとしていかないと、全般ということにはならないと思うのです。ですから例えば大型犬でも、大きくても優しいのもいるわけです。それから中型犬でもどうもうなのはいるわけです。ですからそういうことをきちんちんとその分析して、やっぱりあの事故がなければそれはそれで済むのだけでも、事故があったところというのはそういうことまできちんちんと分析した上で具体的に決めていかないと、私は駄目だと思うのだけどころら辺の見解、上位法との関係はわかった上で聞いていますから。

○議長（山本浩平君）中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）まず今回改正いたしましたことにつきまして、若干説明させていただきますが、昨年2月に亡くなられたということ申し上げましたとおり、11月にも実は竹浦の

海岸で2度目、別な飼い主の方が飼い方が悪く逸走したという事件が発生してございます。いち早く元の施設に戻るべく、町としても対応させていただきました。この際には私ども2月の事件踏まえておりましたので、この飼い主に対しては毅然とした態度で臨んだつもりでございます。二度とこの飼い主には戻すことはできないという思いがあり、当時三頭飼っていたのですが、一頭については、逸走したし問題ありということで保健所とも連携しながら、結果的に一頭については殺処分をいたしました。ほかの二頭についても同様の施設上の問題ですとか、こういったもの踏まえて、殺処分含めて飼い主の方に申し出をさせていただきます。結果的には、白老町外の飼い主の適正に飼っていただける方にお譲りをして白老町から三頭ともいなくなったということでございますが、最初の一頭につきましては、道とも連携、保健所とも連携しながら、殺処分するに至っては、これはあくまでも所有者の同意、手続上の問題でございますが、町が勝手にということにはなりません。そういったことで、私ども飼い主の方と十分話をして、こういったことがあったことに対しての本人に対する話をしている中で、それでは殺処分ということでの結論に至ったわけです。今回の改正によって、もし万が一不幸にしてこのようなことあった場合にはもう飼い主の方の意思にかかわらず、町長の判断でこれについてはいち早く保健所のほうに連れて行くなり私どもが捕獲するなり、次のステップを踏めるということで、改正以前からすると強い思い、こういったことも今後広報の中でお伝えをし、飼っている方に対するモラルの徹底、こういったものに繋げていきたいと思っております。そういった意味では現在、繰り返しになりますがやはり飼っている方にか、どう適正に飼うかということが最も重要なこと、全国のどんな条例を作ったとしても最後は飼い主のきちんとした責任というものに尽きると思っております。ただ町としても、そういったものに向けて全町民の皆様に徹底するためにこういった改正は必要なものとしてまず取り組みをさせていただいたというのが現在でございます。もう1点、では大型犬によってもいろいろ種類があるのではないかとということ。これについては先ほどの事例を紹介しました都道府県条例でございます。今後私ども、北海道とも今回はいろいろ協議をしながら進めてまいっております。今後も北海道とこういったことについての、特定犬種の指定ですとかそういった協議をしていくということで現在に至っております。これを待つとまた1年、何カ月と、数カ月とまた時間がかかりますので、今私どもができ得るものとして今回の規定の条例の一部改正により対応することがまず最も早い対応かということを判断して、今回遅くはなりましたが条例改正をということで対応させていただいた経緯でございます。以上です。

○議長（山本浩平君）4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君）4番大淵です。先ほど同僚議員も言いましたから、もうくどくど言いません。これは理事者に聞きたいのですが、1年かかると言うのは一体何なのかということ。やっぱり町の危機管理この体制上の問題があるのではないかと。担当が一生懸命やっているというのはよくわかっています。ただ言い方すごく悪いけどこれだけとは言わないけれども、これだけのことをやるのに1年以上かかっているのです。やっぱり私は、危機管理の問題それから町民の安全安心ということを町長が標榜しているわけですから、そういうことから言ったら、一般質問で取り上げたのはその前ですから、やっぱりきちんと対応してくれたのだとは思っただけですけどやっぱりスピード感が、町長の執行方針の中にもスピード感の問題あるわけです。ですからそういう点からいうとやっぱりこれは町民の不信につながるのです。1年も待つというのは、一般論で言えば考えられないのです。ですからやっぱりここ危機管理体制が一体どうなっているのかということともう一つはやっぱり、もし可能であればより厳しい条例をやっぱり制定する、それ

は理事者がきちんと担当に命令を出して、もっと厳しいものがないのかというようなことで、やっぱりきちんとその指示をして、期限を切って、6カ月なら6カ月、3カ月なら3カ月、とにかくこれを最優先でやりなさいと。人命がかかっているわけなのです。きょうの新聞報道で、白老町でも親子の殺人事件があったと出ています。地方でもそういうことが普通に起こるのです。ですからこの危機管理の体制をどうつくるか、今回改革の中でそういう担当も設けるようですけれども、やっぱりもうちょっとスピード感を持った町民が安心して暮らせるような、それはスピード感の問題もあると思うのです。そこら辺の見解を理事者に伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君）戸田町長。

○町長（戸田安彦君）1年かかったというのは本当に大変申しわけないというふうに思っております。危機管理の件なのですが、条例は条例としてあるのですが、それよりも大事なのは先ほど担当課長も話したのですが、やっぱり飼育者、飼い主がきちんとしたルールの中で飼うというのがまず大原則でありまして、それを野放しにして二度と事故がない、事件がないようにするのがまず大前提で、この条例は殺処分が最終的にはできるのですが、それが事件の後だとより効果がないので、そのためにどうすればいいかというのは何回も繰り返しになりますが、保健所等々とかも相談しながら、そして野放しになった大型犬は先ほど大渕議員もお話ししたとおりもう凶器になるのです。ただこの凶器に職員だけでは対応できないので何回もこの辺は警察とも協議はさせていただいて、どういう形で進めるのがいいのかは協議をさせていただきま。それで凶器に対して行政だけではなくて、警察のほうもきちんとした形で取り締まる、対応していくというふうに今情報共有をさせていただいておりますので、その中で町民の安心と安全を守っていく考えでございます。また冒頭になりますけど、条例がこういうふうに遅くなったのは本当に大変申しわけないというふうに思っております。今後の対応についてもスピード感をもって、町民の安全が一番ありますからそれが確保されるように進めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君）13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君）今町側の危機感、遅いよということ、これもっともですけれども、ただ議会ももう少しスピード感をもって、一体感があってももう少し早く、質問等ありましたけど、やる必要があったのではないかと私個人としても重大問題であって、1年もかかったということに議員としても、若干反省はしていますしこれからの課題かと思っております。それで何点か伺いますけれども、では同僚議員からいろいろあるありましたから、ある程度の町側の強い意思、代執行するということはわかりました。しかし飼い主のモラルというのを前提でお話していますけれども、地域からいろいろな情報あっても、やっぱり町側の対応が遅かったのではないかとこの部分がかなりありました。それで今これ条例をつくって一部改正しても、本当に動けるかどうかということなのです。それでここで、第4条言っていますけれども、一部を言いますと、咬む癖のある畜犬には口輪をかけること、あるいは悪臭及び害虫の発生を防止及び除去し、常に清潔にする。こういう文がありますけど、本当に過去の反省踏まえて、条例をつくったと言ったけれども、それではパトロールとか、町民から通報があった時にどういう形で動けるのかという、そういう一つのマニュアルとかフローを、町側としてこれ条例を出すということはもうできているのかどうかということ。私はそこが一番、町民にとっても不満があるのです。すぐ来ないとか、現状にいい逃れ、言い訳するとか。つくった以上は町の対応がスピード感をもってやらなければ何も意味ないと思うのですけれども、まずその辺いかがですか。

○議長（山本浩平君）中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）まずは今回の事件に関連しまして、パトロールについては強化させていただいております。当然こういう重大な事件が起きたものですから、従前回っていたものに対して特に、やはり事件発生周辺含めて、担当の野犬掃討の職員、これは従来不定期だったものをほぼ毎日のように行くようにということで、これはパトロールの強化というのは行っております。当然関係職員についても、ほかの業務で行った中で見たもの、そういったものについて連携取るように、こちら辺については強化をしてきたつもりでございます。また今前田議員からご指摘のとおりすぐ動かないと、そんなことはないと思います。通報いただいたものについては、いち早く私どもは動いております。昼であろうが夜であろうが間違いなく出ております。残念なことにこういった大きな事件起きた後も、心ない飼い主で実は離れ犬大変多くございます。これらについては私どもいち早く出て大きな事件にならないように対応させていただいておりますので、これははっきり申し上げたいと思います。以上です。

○議長（山本浩平君）13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君）ぜひそういう部分の認識の上で、パトロール等々あるいは住民の情報きた時には、多分動いていると思いますけども、素早く行動してほしいと思います。それでここでいう代執行の話あるのですが、現実にその代執行のトータル的なことわかるのだけど、じゃあこの案件として代執行に至るまでの手続きはどういう形で組まれていって、それに対する一つの案件によっては時間もかかると思うけど、一つの例を踏まえて、それではこういう事件が起きて、こう、こうで代執行でこれだよと、何日位で処理するとか、その間にこういう順序みたいのがあるのだけど、現実に言葉では代執行すぐできると思うけども現実には大変なことだと思います。これは法的なことありますから、その辺の手続上と時期とか、あるいは町民に対してどれだけの負担を強いらなければいけないのか、今動物愛護のありますけど、そういうの抜きにして町長の権限でやれるのかとか。その辺を理解しておかなければ、条例で代執行できると言っても具体的に理解ができないと思うのですけどその辺いかがですか。

○議長（山本浩平君）中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）代執行の具体的な対応についてのご質問でございます。私どもが今提案する事案以外にもやはり行政代執行というのは実は簡単にできません。当然財産なりを保有者、当事者の財産を守るという法律なり、そういったものもございますので、そういったことで私どもとしては、従前もやっているとおり畜犬に関しましては、当然先ほどのとおり報告を受けて対応した以降やはり手順を踏まなければいけないと思っております。それは行政指導をまずしながら、それでそれについての改善が見られず対応せず、そういったものについては注意をかけ、これ文章等も持っている中で、最後勧告という形で手順を踏んでいきたいと思っております。このこういった中には、当然関係機関、警察ですとか道との連携も必要になるろうかと思っておりますが、そういった手順を踏みながら、最後やむなしと判断した場合については、最後は代執行というのもあるということで私ども考えております。実際今回道内の他の市町村の条例の担当者に聞く中では、過去にはこれに基づく事例というのはないということでもありますので、私ども慎重になりつつも、こちら辺適切な手順を踏みながら対応したいというふうに考えております。当然私どもは当事者に対する働きかけ、こういったものに周知させながら、例えば危険が及ぶような町民の皆さんへの危険回避だとかいろいろなものをはしなればいけない、対応する考えの中での手順ということになりますので、当事者、飼育者と町との関係の中で適切な対応をし、特に町民の皆様に対する負担みた

いなものはないように取り計りながら考えていきたいと思っております。当然短期間にとは思いつつも矢継ぎ早に、スピード感今申しますとおり、対応しなければいけない事案なろうかと思っておりますので、これ今手順を申し上げましたが、凝縮して必要なものについては、対応しなければ他の町民の皆様もしくは命にかかわるような事例と判断した場合については、こちら辺は短時間に対応したいという考えでございます。

○議長（山本浩平君）13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君）課長の積極的な姿勢わかります。ただ代執行ということになると畜犬ばかりではなくて、いろいろな問題で町行政というのは、尻込みされる部分はあります。それはいろいろなケースがあるからわかります。ただ今回の部分については、町民から見てももどかしさがあるのかと思いますけども、やっぱり今の畜犬の部分にかかわるこの代執行については、きちんとある程度代執行までの手続きをマニュアル化しておかないと仮に担当者が代わって、また解釈が変わる可能性があります。それと町民から通報きた時に誤解受ける部分もありますから、仮に担当今中村課長代わって誰きても、係長が見ても、きちんと住民に代執行の分類というのはこういう手続きがあるという形の整理をしてマニュアルをつくっておかないとだめだと思うのです。これは長い目で見ますと風化してしまいますから、そういう部分でいかがですか。

○議長（山本浩平君）中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）今私が答弁したものについては、もしとして今整理させていただいておりますので、こちら辺ご質問のとおり例えばマニュアル的なものには書きかえて、整理をさせて対応させていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君）ほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 白老町畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。